

# 高齢者・障害者 見守り通信



2018・6号

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階  
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686

## 次々販売に注意しましょう

「布団を点検します。」と電話があり、販売員に自宅に来てもらった。「布団が湿っていて、体に悪いですよ。」「新しい布団いかがですか。」といわれ、羽毛の掛け布団と敷布団を購入した。

その後、次々といろいろな業者が訪れ、肌掛け布団、遠赤外線カバー、敷きマット、ムートンの敷物など勧められ、断りきれずに購入した。クーリング・オフしたい。



(富山県 消費生活素材集)



## アドバイス

### 次々販売って何？

次々販売とは、一度契約した人に対して必要のない商品等を次々と契約をさせる商法です。

訪問販売などでは、布団やリフォーム工事を次々と契約させたり、展示会などでは、着物やアクセサリをいくつも契約させるなどの事例があります。

高齢者の被害が多く、被害額が高額になります。高齢者の孤独感や認知機能の低下につけ込むなど、悪質な商法です。

本人が気づかないことがありますので、周りの見守りと気づきが必要です。

**奈良弁護士会消費者保護委員会に所属する弁護士が「次々販売被害弁護団」を結成されました。  
お問合せは被害弁護団事務局 TEL0742-22-7790(平日 9:00~17:00)相談初回無料**

1. 自分に必要な契約かよく考えましょう。一度買ってしまえば次々に勧められることがあります。不要ならばはっきり断ることが大切です。

2. すぐに契約せず、家族や周りの人に相談したり、複数の業者から見積もりを取って、検討することが必要です。

3. クーリング・オフができる場合もあります。たとえクーリング・オフ期間が過ぎていてもあきらめず相談しましょう。

4. 認知症の高齢者は「成年後見制度」を利用しましょう。

5. 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。  
消費者ホットライン ☎188

(国民生活センター平成30年4月27日)